

第6章 水洗便所改造資金融資あっせん制度

下水道利用者の普及促進を図るため、汚水を排除できる区域内の家屋の所有者又は占有者が、くみ取便所を水洗便所に改造する場合や、浄化槽を撤去又は再利用し、公共下水道に接続する場合、市は「小牧市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則」の規定に基づき、改造資金の融資のあっせんを行う。

1 融資のあっせん対象工事及びあっせん額

改造資金の融資のあっせんは、次表の左欄に掲げる工事を対象とし、あっせん額は同表の右欄に掲げる額以内とする。

表6.1 水洗便所改造資金融資あっせん対象工事及びあっせん額

あっせん対象工事	あっせん額
くみ取便所を水洗便所に改造するための便器及び洗淨用具の設置工事並びにこれに伴う排水設備工事	1件につき54万円
し尿浄化槽の撤去工事及びこれに伴う排水設備工事	1件につき36万円

2 融資のあっせん対象者

改造資金の融資のあっせんを受けることができる者は、公共下水道及び農業集落排水処理施設によって汚水を排除できる区域内の家屋の所有者又は占有者(当該改造工事について所有者の承認を得た場合に限る。)とし、次に掲げる要件を備えている者とする。

- ① 市税、下水道事業受益者負担金及び農業集落排水事業受益者分担金を完納していること。
- ② 自己資金のみでは、改造資金を一時に負担することが困難であること。
- ③ 融資を受けた改造資金の償還能力を有すること。
- ④ 弁済の資力を有する連帯保証人を有すること。

3 融資の条件

改造資金の融資あっせん条件は、次のとおりとする。

- ① 融資金には利子を付さない。
- ② 融資金の償還は、融資を受けた月の翌月から36月以内の元金均等の方法による償還とする。ただし償還期日前においても繰上償還をすることができる。

4 融資のあっせんの申込手続

① 申込

改造資金の融資のあっせんを受けようとする者は、排水設備等計画の確認申請と併せて「水洗便所改造資金融資あっせん申込書」に必要書類を添付して申込まなければならない。

② あっせん決定

市は、申込書類を審査のうえ、あっせんの適否及びあっせん額を決定し、「水洗便所改造資金融資あっせん決定通知書」により申込者に通知する。

③ あっせん額の決定

市は、検査済証を交付した後、融資のあっせん額を確定し、「水洗便所改造資金融資あっせん額確定通知書」により申込者に通知するとともに、「水洗便所改造資金融資依頼書」により

取扱金融機関に融資を依頼する。

④ 融資の申込

申込者は、「水洗便所改造資金融資あっせん額確定通知書」を指定金融機関に提示して、融資の手続き（契約）を行う。

⑤ 振込

融資金は、取扱金融機関より申込者に振込まれる。

⑥ 償還

融資を受けた者は、融資を受けた月の翌月から取扱金融機関の指定する方法により償還する。

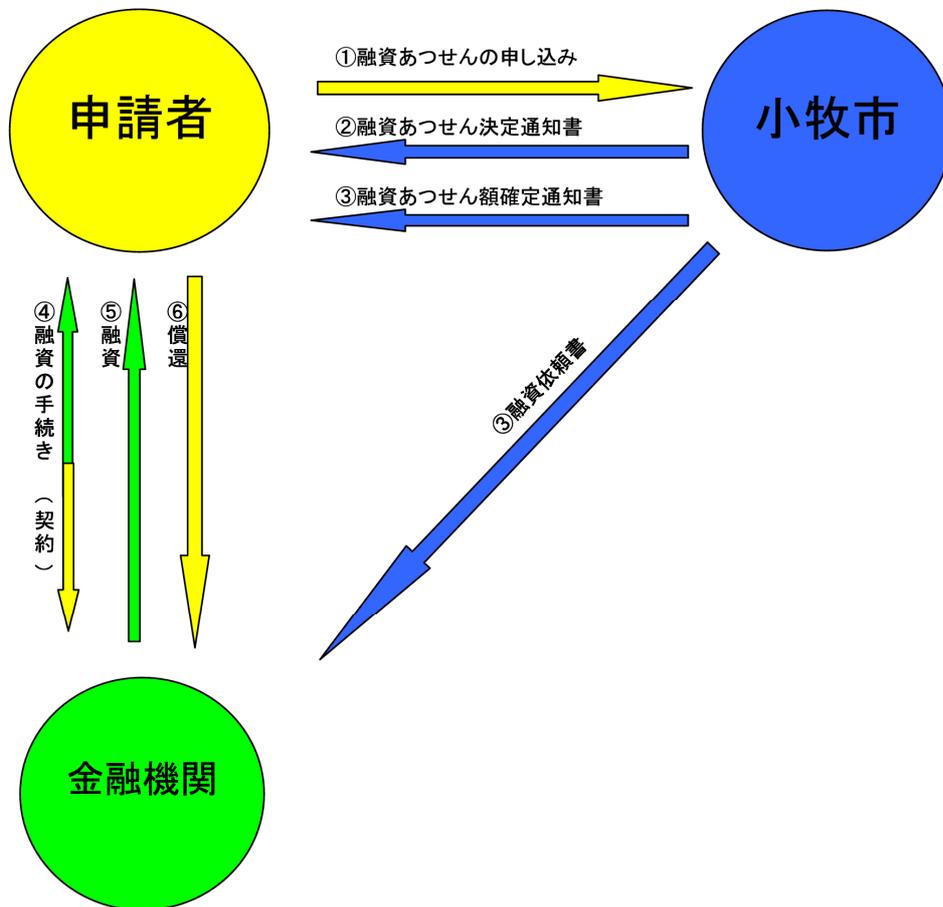


図6.1 水洗便所改造資金融資あっせん制度の融資の流れ